騒音振動に係る特定建設作業の届出について（和歌山市）

　和歌山市内において、騒音規制法及び振動規制法で定められた特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、同法に基づき届出をしなければなりません。

【特定建設作業の一覧表】

○…該当する　－…該当しない

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特定建設作業の種類 | 騒音規制法 | 振動規制法 | 備考 |
|
| くい打機を使用する作業 もんけん 圧入式 アースオーガー併用 その他(ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏｰ、ﾃﾞｨｰｾﾞﾙﾊﾝﾏｰ等) | －○－○ | －－○○ |  |
| くい抜機を使用する作業 油圧式 その他 | ○○ | －○ |  |
| くい打くい抜機を使用する作業 圧入式 その他 | －○ | －○ |  |
| びょう打機を使用する作業 リベッティングハンマ その他 | ○－ | －－ |  |
| さく岩機を使用する作業 ブレーカー（手持ち式）チッパーも含む 〃 （アイヨン等） その他(ﾚｯｸﾞﾄﾞﾘﾙ、ｽﾄｰﾊﾟ、ﾄﾞﾘﾌﾀ)　　クラッシャー、スーパーカッター | ○○○－ | －○－－ | 一日2地点間の移動距離が50ｍを超える場合は不要。 |
| 空気圧縮機を使用する作業(15kW以上) | ○ | － | 削岩機の動力源として使用するものは除く。 |
| コンクリートプラントを設けて行なう作業（混練容量０．４５ｍ３以上） | ○ | － |  |
| アスファルトプラントを設けて行なう作業（混練重量２００ｋｇ以上） | ○ | － |  |
| 鋼球による破壊作業 | － | ○ |  |
| 舗装版破砕機を使用する作業 | － | ○ |  |
| 掘削機械を使用する作業 バックホウ（８０ｋＷ以上のもの） トラクターショベル（７０ｋＷ以上のもの） ブルドーザー（４０ｋＷ以上のもの） | ○ |  | **環境省が指定したものを除く。※** |
| 規制基準（敷地境界線上） | 85dB | 75dB |  |

* 一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの（平成９年９月22日環境庁告示第54号）を除く。「**低騒音型建設機械一覧表**」（国土交通省ホームページ）参照

例１　杭打ち機のアースオーガーを併用する作業を行う場合、振動規制法の□にレ印を記載して下さい。

例２　さく岩機のブレーカー（ハンドブレーカー及びアイヨン）を使用する作業を行う場合、騒音規制法及び振動規制法の□にレ印を記載して下さい。

1. 届出を要する地域　市内全域

市内全域で行う特定建設作業については、法令に基づく届出をして下さい。（該当する法令の□にレ

印を記載して下さい。）

　　　　また、届出表紙については、本市のホームページでダウンロード（エクセル、PDF形式）が出来ます。

　　　＞市民環境局＞環境部＞環境政策課＞特定建設作業関係＞特定建設作業実施届出書

　2.届出の必要な作業

　　　特定建設作業の一覧表のとおり。

　　　ただし、工期のうち使用日数が１日の場合、届出は必要ありません。

　3.届出を行う者

　　　当該建設工事の元請業者

　　　ＪＶで作業をする場合、ＪＶ名の後、代表となる業者名及び代表者名を記載して下さい。

　4.届出期限

　　　当該特定建設作業開始日の７日前まで。

　　　ただし、提出日及び作業開始日は算入しません。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|  |  | 提出日 | １ | ２ | ３ | ４ |
| ５ | ６ | ７ | 作業開始日 |  |  |  |

5.実施の期間

　　特定建設作業の開始から終了の日及び延べ日数記入して下さい。提出する最長の工期は翌年度の末とな

ります。

6.期間延長

　　　期間についてはあらかじめ雨天等を考慮し、余裕をもって届出して下さい。なお、やむをえず当初届

　　出した期間内に終了できない場合には、届出した期間内に、届出書の控えと変更の工程表２部及び担当者

　　の認印を持参の上、変更の手続きをして下さい。

　　　延長する工期の期限は翌年度の末までとなり、それを超える際は届出書を新たに作成し、７日前までに

　　届出をして下さい。

　7.夜間の工事

　　　道路工事等で、夜間に特定建設作業を実施する場合には、警察署の許可書等の写しを届出書に添付して

　　下さい。

　8.届出書類

　　　次の書類を各々正副２部提出して下さい。（提出の際は、持参者の認印を必ず持参して下さい。）

　　　　１．届出表紙

２．工事工程表（建設工事の工程の概要を示したもので特定建設作業の工程を示したもの）

　　　　　　　　　　　（原則、日曜・祝日は作業出来ない）

 　　　３．建設現場の見取図

 　　　４．建設現場付近の見取図

 　　　５．特定建設作業に使用する機械の概要（カタログ等のコピー又は図面）

 　　　６．くい伏図（くい打ち、くい抜き工事がある場合）

　9.改善勧告及び改善命令

　　　特定建設作業に伴って発生する騒音、振動が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著し

　　くそこなわれると認めるときは、期限を定めてその事態を除去するために必要な限度において、騒音、振

　　動の防止を改善し、または作業時間を変更すべきことを勧告することができます。

　　　さらに、勧告をうけたものが、その勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて

　　その事態を除去するために必要な限度において、騒音、振動の防止または作業時間の変更を命ずることが

　　できます。

　10.作業にあたってのお願い

　　　近年、建設工事に伴う騒音・振動・粉じん等の苦情が多発しています。作業開始前に周辺住民に工法・

　　作業日程等の説明を十分に行い、周辺の生活環境を損なうことのないよう、できるだけ低騒音・低振動の

　　工法や機械を採用したり、防音シートを設置したり、散水の実施等、苦情の未然防止に努めて下さい。

　※アスベストを含む解体工事を実施する場合は、別途届出が必要な場合がありますので事前にご連絡下さい。

　11.提出先及び問合せ先

**和歌山市 環境政策課**

**〒640-8511　和歌山市七番丁23番地　和歌山市役所本庁舎６階**

**Tel ： 073-435-1114**

**Fax： 073-435-1366**